欽定雲水錄

卯

へ13
3942
2

門へ13
號3942
卷2

參議榮

京都帝國大學圖書之印

大正十年八月廿九日寄贈
本大學出版部

[illegible]

一 永井[illegible]

一 豊安丹年小列[illegible]年[illegible]の[illegible]

[illegible]

[illegible]年 中神の[illegible]

[illegible]

茶

妙心寺和尚を迎して一会院
御参り勅諚の事

勅諚雲水僧老こと武

永井豊後守殿の事

永井豊後守殿の御の書付

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一星[illegible]

うらみれバあづさを縛らバほどけて
おもひは夕露を散して野分
捕れて錦月の秘ぞうけたら新絵
中に勝仰いけがつても植かずしてり
しが金銀で悪けし二人拝殿会
不對の御しまし中に気もうつし
たまへして所はして毎び海荒も
ざり裏つわ来りしかばまや本日の月

まつの葉ふ未小光してもとらえばかりしよ
うずうちて新ぞうして替しくの
書そうじて弁中がふをので古行ふ
のぼりあらうしく雛をし塚そとへ
切りの足へ出りほとりとして元んなくりき
茅づまりほ和門中なりて田御門
源痛が命日の中して具まして望て
たまして娘ひ祝術の自まろふりて

ちかづく小腕のちからさへ驚のくしゆ
花若君ならんで聴して籠りて牢舎
のう此度ければ定めて御存知
兄弟もちかづきにはつるぞしけるぞ
今わらでさかりしを語りけり居まゐらせ
四ケ代がはんぜしと侍くりし聖切腹
そのまゝ打とつきなふ事ぞふたりれば
あい家中もしやし仕ぶじ身つし

庭にまかりて路次の御らんを明ければ
母むざと居つりの源三郎まかりしさ
隣りの事のはじめ周其の事ればの持参
ちかしにまろび参とそうてまゐ
足つとに座敷に波ひのれ今のさまで
二才ぞ年のそなゆけし第一にいれ
切て我も切ても我ゆしも又は渡へくれ
近ありしかの路傍もたりしがれば

嘸かしたのしみて心まちかね契
らるゝも帰り来りまさんものを
昼夜のわきまへ二開もなくたがふ道
馴まいらせて諸とりけれど源三郎も
人のはじめの急ぶ娘と御ふせの如く
まじめに切りしわけかど二親に隠し
今生の暇乞も今一度めぐり逢ふ縁も尽し
しばらく夜のあけても何も法

聞すまして扨も是までの事の心底の中
是非もなく法御しれ故様あらはさんとす
情なき身の浅ましさ今日様使相まみえ
二首尾のしめて背首もかなへ代
長らへの浮世もあらば如來の御手を
相見ても生二世や切りつゝ枕に誓ふ
恩うけまつる家来を背きし罪を
十付けてもまた源三郎は泣くばかりなり

く１.

是今勢ひ盛りしにかしまひ黒龍に
おもしろき人の口を出し隣有り我國
かれば志ばらく佛意して舟府を是近
ありて右膝を折りしさや大中を
かりし人線部に了好ざんうるし
かりれ心事も有りけれど江家
春に出しし了満人問に打ちまし
てい行りつきらん音ゐそれぞりしが

古代毒事尾張の國御集人紀氏の
中ありし路由重に通ずる手輪を添
叶りぬべし小向に彼らし章同を
切りくだしまり此方かりしへ落ちく
是今生の別れなるべしとうちし主従
うちのまりぎもとして尾張に加ふる
物をきびしくしていろべき切りしまれり

抑豊丹雨中に別を連年難波の書え
并和田奉遣賀書に経暦を望思擢覧
ませ行く浮世の中となり果し
住庭節庭の書の初より二十の秋
あるをつぐべき人もまのあたりに
家風しかもあはれなれ古郷し
古郷をこゝろ残し行末の面影は
夏の月見まゝて御旅せば

それとはなしに袖濡るゝ
藤川の水かゝる涙をよりて行先
はやもはやくさき月の出る岡崎
の宿に泊れば旅人の西と東に池鯉鮒
親疎の別れがたさにちりて
東は行方の鳴海潟ひかげの影
夏の日は熱田の宮居を拝み
宮の渡し清く桑名の泊も

[illegible]

此隣がつくしつくし竹居ありまでし
素が身も此程の来し長背よ
見佐づし三勝書しりば尽ひ
こそくし知をふととなく抱き魂
習ぬ道さむの道くし母子が
抄ゆり来なと口吉く別きくぐ
母縁りうくり母年の病ありり
いせぬつそぐや来くいせぬのとわと

さんのくりろりのくりわんじ紫ひ
ゆら道い登りつ却の石ありつ
ききとつてる洞に傳へ血の涙
憂の日をとや夕暮子りてせげべ
いとる心はそく母年いちぜ切ぞひ
徒しい涙をくんどや情けぞや
是非ちやとちけびいづとし知子
の浮世せもいぞちくといてき是も

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]ぶん[illegible]ていたりけるが相国の
[illegible]ことを[illegible]ぶんまち[illegible]金[illegible]事
[illegible]へ[illegible]ていたりけるが
[illegible]こ[illegible]を播へ金[illegible]
[illegible]ていたりけるが[illegible]
[illegible]の書[illegible]の松を播[illegible]
[illegible]ぶんと[illegible]
[illegible]ぶし[illegible]相[illegible]

[illegible]の事[illegible]
[illegible]ぶ[illegible]
[illegible]ぶ[illegible]
[illegible]ぶ[illegible]
[illegible]人の金[illegible]
金[illegible]
[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]ぶ[illegible]
[illegible]ぶ[illegible]
[illegible]金や[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

なしかのごとし路金色紙もちぎ、
ことぐれいつも因果の子のこめや
神も仏もなきようて恨みつらみ
添そも女房うつろ代者のかれぞく
五月雨の雲のかくしけ千ときの
月のうれ来つてかされの涙のや
思ひん極めても見やるごと者
独の花こそよりかはまり路ぎん

原野を舞がへしてらん中しまけれ
しが中にさんの親父かけかぞかり
ものだとひづりて茶口して川原へ
廿孫ぐらんい我ぐまけ和ひ見なり
老の身ぐいまあるやんじおふきつき
浮し世の頼り今の女と面ふ
かりん小判じい振りじよ黄金子
なりてはれがすぢ残りの鐙備ずさし

[illegible]

[illegible]

[illegible]

いかなる推量をもつて和田人と杉の下
出羽守殿を懐風の人をもの
をもいまだ富士川の合戦に親仁
きたる源氏の日の内ぐんぐんと
なりて人ぐもをもつてこれ
しをやり功のひんぬん振をもつて近国
しをもつて迎しいの風じを振をも
をもつて過ぎをもつて伊豆を流

まの来をもつてもつて夜通をいろく
漁人い二郎村のほとり今屋村の
和田義盛をもつて中條の家まで
をもつて先祖い横家の一族をもつて親
のやより遠をもつて田畑山林をもつて
をもつて三人の下男に農業を
うちまをせ世をもつて暮をもつ
が子のをもきまをもつてをもつ

の報告に行脚と出でて一夏を
摂津の国妙法寺に移れり
新暦一七日年始を無事に
今朝白雪を踏みて道路
日暮れて帰り来れば坂牛
車に初子の赤ん坊を乗せば
母親の乳房にて泣いて
ばかりもいとしい
なれば乳の出ずして

如何にせんと初子の居ぬ
間に人参もたりしかの風呂
屋の婆に乳を
貰ひて道の中にて
の中間屋にて
ちんよりて
赤ん坊を乗せて
報知に

みなでて天（てん）よりの指（ゆびさき）を唱（こん）して
ゆるは去（ごみよ）りし速（はやみん）ゑして
いやしきものはそのをば（ここ）ぐくめまで
つくりし号（ごまん）も大（ぜい）が付けて行（ゆく）なり
二店屋（ちゃや）仮座（さ）敷切りたりもちたるや
雇（ちかけ）湯之なには今（いかまで）またるの遊（ここ）ぶりし
くまりとて所（ず）までまたば何の母体
を当着の扱いはつまりて（ゆき）喰（くい）出し

来り如（あまき）も去年（しやう）が若（こきん）きのはくし
路金（ろぎん）入りしたり是（これ）にまとへまれば
来年去如（ざんき）龍（のゆき）は諸苦（このほく）の居様（このかたごり）きばれ
牛（ちく）は忠信をして（り）まつて勢（げん）もば合（こんざん）
その事にて弟（ひとつよ）如也も弟（おび）はこつびとも
かくれるそれとあつしきが申（てき）されば
姑女は庭（しや）は兵（こ）ちからぶでさつまて
あ延（また）くぐきの後（ちんき）番も武（ぶ）士の役（や）ぶ

吟味しけれハ初手の行衛も脇道へ
それよりや遠く行きかし物猶ハ
あやし絶間の手ドや三ツの子へし
定めてつれども其ぶ道ハ行ても
是は旅人ハ遠く行きハねど
そのより来り来はばゝ所かゝりて
ちりし此今よふんて八重の石なる
たつぐ元世中しを亀山よ道つて

あるし口の先不見に出なれし
有我と念いし我へし打ちや
是世中明さハ外れ咄や
随に一字して道の自ハ丑之刻
それ親文がかハめて右も猛りし
茶もそう候や切もハ随ぶ礼
して我よつぎ候ぶれ刊

禄平中袖の紋所ハかも四季段
花の丸ふ支文
并 妙布二尺和練絹して
一宗院對句し車
以て本意ハ一向性ぞもふかく
せしも一飛山西邦し三乗角題
正中上稱せぐしてなをこそ名
仕せ於自刹生一葉の衣仕

そのかしこれかもれ初子の衆
そのなうし史の稀ももも付けし
村もひちれ花帯中におちのき
鳥山の寺尤宮に上づらう足と
そびは日置し目もで筆し
比何に至二年に切びは秘紹に
史の三四恩女事しれば何ぞく
向ひとかのへで表の月のうへ

四年に南方の武士の
信濃へ三千騎を伴へ
給ひ善光寺のこと
いとひ給ひ
はるかに五年別
れ給ひし御中服のこと
せんと年頃所々
のこと、とこれなる
さぶらふ御一つの神
社

[illegible]
[illegible]の中神社
[illegible]三ツ堂の[illegible]
中[illegible]
[illegible]甲の[illegible]
[illegible]三年[illegible]
[illegible]の役所[illegible]
[illegible]社中神の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]年[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

有ごとに仕合せ申し候ては父母上の
御恩の為り難く迷惑いたし候
ゆえ
わたくし儀は深く行末を
別して申さるべき所の
もっとも永の暇を
下さるべ仕合せ申し
ぜと存じ奉る
角兵衛

[illegible]年ハ市ヶ谷御[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]